

論文

王位継承排除危機におけるイングランド・スコットランド

同君連合 — 王位継承排除法案 (Exclusion Bill) の審議過程の分析を

通じて —

林 田 直 樹

キーワード

王政復古期 王位継承排除危機 ブリテン史 同君連合 イングランド・スコットランド関係

はじめに

一六〇三年のジェームズ六―一世のイングランド王位継承によりイングランド・スコットランド両国は、共通の国王を戴きつつも別個の議会を持つ同君連合 (regal union) を形成した。その後、内乱期の混乱を経て一六六〇年に国王チャールズ二世がイングランドに帰国し、王政復古 (Restoration) が実現すると両国は、一七〇七年の議会合

同まで再び同君連合体制を形成することになったのである。

従来、近世のブリテン諸島の歴史はイングランド、スコットランドといった一国史的な視点から論じられてきたが、近年では、H・ケーニヒズバーガーやJ・エリオットらがモデルとして主張する「複合国家論」や、それを踏まえた「礫岩国家」に関する議論が国内外で盛んになっている¹。この近世ヨーロッパ国家形成史の動向は、「ブリテ

ン」三王国の相互拮抗を重視する「ブリテン史」(British History)、『一七世紀中葉の内乱の歴史像を塗り替えた』いわゆる「修正主義」(Revisionism)と運動して、近世のブリテン諸島に関する新たな歴史像を提示した。本稿においても、王政復古期の同君連合を対象に検討することから、これらの視座は有益であると思われる²⁾。

近年、我が国においても岩井淳氏らによって近世ブリテンの複合国家に関する論文集が刊行され、一七世紀中葉を中心に近世ブリテン諸島の複合国家の実態がアメリカ植民地をも射程に収めたいうで明らかにされた。しかし、その終章で岩井氏が指摘するように「近世ブリテンの複合国家の研究は緒に付いたばかり」である³⁾。

特に王政復古期に関しては、ステュアート朝支配下の三王国で起こった事象を「ブリテン」の枠組みでとらえ直す研究も行われてきているものの、歴史家ハットンによるチャールズ二世の伝記的研究などを除けば、「ブリテン史」や「複合国家論」の視座による研究は国内外とも極めて少ないのが現状である⁴⁾。

本稿が対象とする一六七〇年代後半から八〇年代初頭の王位継承排除危機(Exclusion Crisis)に関する研究では、名誉革命を視野に入れたイングランド国内の政治に関する研究や、この時期に生まれたホイッグやトーリーに関する党

派の問題などが主たる研究対象となってきた⁵⁾。また、宗教史の視点からは、増長する教皇主義(papery)の脅威の中で、その背後にフランスの影響を見たプロテスタント側の人々が、対抗措置として「包括」と「寛容」によって国教会を強化した点が明らかにされている。また、ハイポリテイクスのみならず、ヨーク公ジェームズ(James Stuart, Duke of York)の王位継承に反発した人々の手によるパンフレットの分析などを通して、議会外から政治に影響を与えたロンドンの人々の実態なども明らかにされてきた。

しかし、これらの研究はイングランド一国的な枠組みでチャールズ二世治世末期の歴史像を提示してきた。それ故、排除法案によってヨーク公のイングランド王位継承を妨害する動きなどの一連の事件がブリテン諸島全体に及ぼした影響や、この時期の「ブリテン」の三王国の政治状況の相互作用については等閑視されてきた。

このような研究潮流のなか、三王国論の立場から著された歴史家ティム・ハリスの著書は、一六七八年から八〇年代初頭のカトリックの陰謀や王位継承排除危機を「ブリテン」の三王国の枠組みでとらえなおし、この時期の政治状況を「三王国の危機」と述べ、王政復古期の政治史研究にも「ブリテン史」の視座が有用であることを示した画期的な研究である。同様にハリスは排除法案の成立を目指

したホイッグの指導者シャフツベリ伯 (Anthony Ashley-Cooper, 1st Earl of Shaftesbury) に関しても、スコットランドやアイルランドの実態を踏まえて政治的発言を行っていることを明らかにした⁸⁾。また、ガリー・クレイも王政復古期の三王国における宗教的分裂が統治の不安定をもたらし、王位継承排除危機が多面的な王政復古体制の危機であつたことを述べた⁹⁾。

我が国では拙稿「王政復古期のイングランドにおけるスコットランド同君連合体制」が当時国王の寵臣であつたローダーデイル公 (John Maitland, 1st Duke of Lauderdale & 1st Earl of Guilford) が、スコットランドにおける政策決定や法の制定が根拠となり一六七〇年代のイングランドの議会で弾劾の対象になるという同君連合内の国制の錯綜とした実態を明らかにした¹⁰⁾。

後述するが王位継承排除法案は、同君連合の構成国の一方であるイングランドの議会が、スコットランドの王位も継承するであろうヨーク公を王位継承から排除しようとしたものである。即ち、排除法案の制定は、ひとりの国王で結びつけられているに過ぎない同君連合を分断する可能性を孕んでおり、この点は、王政復古期の同君連合体制の在り方を探るためにも十分に検討する意味を持つと考えられる。しかし、このような視点から排除法案そのものを問い

直した研究は国内外においても見られず、イングランド・スコットランド関係や合同 (Union) に関する研究も王政復古期の研究に関しては手薄である。一六七〇年代後半から八〇年代初めの「ブリテン」の政治情勢を検討したハリスやグラッシーなどの研究者も王位継承排除法案の議会審議の過程や法案そのものを真正面から検討していないのである¹¹⁾。

そこで本稿では、一六七〇年代末から八〇年代初頭にかけての王位継承排除法案のイングランド議会における法案審議の過程を「ブリテン」の国制の再編という枠組みでとらえなおすことを試みる。特に法案の審議過程で同君連合の構成国スコットランドはどのように位置づけられているのか (または位置づけられなかったのか) を検討することで王政復古期の同君連合体制の重要な一側面を明らかにしたい。

本稿では史料として、イングランド議会両院の公式の日誌をはじめ、アンキテル・グレイ (Anchitell Grey)、ウイリアム・コベット (William Cobbett)、リチャード・チャンドラー (Richard Chandler) による下院の議事録や、一六八〇年の議会においては匿名の執筆者による議事録、上院に関してはエベニーザ・ティンバーランド (Ebenezzer Timberland) による議事録など同時代の複数の議会史料

王位継承排除危機におけるイングランド・スコットランド同君連合（林田）

を用いた¹²⁾。他にも官報『ロンドン・ガゼット』などの新聞や同時代のパンフレットも参照した。

一、一六七〇年代のイングランド政治と七九年の議会審議

イングランドでは一六七二年の第二次信仰自由宣言（Declaration of Indulgence）を皮切りにカトリックの増長への危機感と、その背後にあるフランスへの警戒感が高まっていた。七八年には教皇主義者によってチャールズ二世を暗殺しヨーク公を王位に就けようと企てる陰謀事件（Popish Plot）が起きた。この事件はねつ造であったと言われるものの、イングランド国内ではカトリックの脅威がより強く意識されるようになった。これらを背景として、一六七九年から八一年にかけてイングランド議会では下院を中心に国王チャールズ二世の王位継承者第一位であるカトリック教徒のヨーク公を排除して国王の庶子であるモンマス公（James Scott, 1st Duke of Monmouth & Duke of Buccleuch）を王位につけようとする動きが起こり、いわゆる王位継承排除危機と呼ばれる状況に至った。

一六七九年三月六日、騎士議会（Cavalier Parliament）に代わって新たな議会が召集された。この議会ではダンビー伯（Earl of Danby, Thomas Osborne）やローダーデー

ル公の弾劾などが審議され、政府と議員たちの対立が顕著になっていった。一六七九年三月二五日の上院での発言に、シャフツベリが「ブリテン」をどのように見ていたかを読み取ることができる。

カトリックと隷属はふたりの姉妹のように手を取り合っていて来る。ある時は一方が先に、もう一方が後に。しかし、どちらか一方が入り込めば必ず後からもう一方が続く。イングランドではカトリックが先にきて隷属をもたらした。スコットランドでは隷属化が先にきて、カトリックが後にもたらされた。「中略」外国の事情についてーイングランドにとって非常に近い外国ー懸案がある。これらについて考えることなく、イングランドの安全と平穩を手に入れることはできない。「中略」私は、とりたててスコットランドの法体系について理解しているわけではない。しかし、私は分かっている。北の王国「スコットランド」は彼らの法体系によって自由と所有に関して当然、侵すことのできない権利を持っている¹³⁾ことを。

シャフツベリはブリテン諸島全体の枠組みでカトリックの増長やローダーデイルの統治するスコットランドについて言及し、イングランド人たちの注意を喚起し政府批判を繰り返した¹⁴⁾。当時のシャフツベリと排除派と呼ばれた下院

の議員たちのつながりや、この発言がパンフレットとして議会外に配布されたことを考えると「三王国」の状況を視野に入れたシャフツベリの見解は、他の議員たちにも少なからず影響を与えていると思われる。

三月二十七日、下院でも議員たちが、シャフツベリ同様にカトリックの陰謀、ルイー四世のフランスとのつながりを国王とイングランドへの脅威ととらえ、ヨーク公とカトリックに関する議論を展開していた。¹⁶しかし、史料からうかがえる限りでは、この日の議論において、議員たちはスコットランドやアイルランドといった「ブリテン」の構成国に関する発言を行っていない。ヨーク公に関しては当初、「教皇主義に関して」という議題の下、カトリックの陰謀からイングランドと国王の安全を確保するという一国の枠組みで論じられていた。そして、後述するように排除法案の作成段階で王位の継承に言及する際に、同君連合を形成するスコットランドとの関係が論点の一つとして浮上したと思われる。¹⁷

四月二十七日、下院議員たちがヨーク公とカトリックの關係に懸念を示し、ヨーク公の王位継承を阻もうとする動きが持ち上がった。¹⁸五月一日、下院はヨーク公が「この国の至高の王権 (Imperial Crown of this realm) を継承できないようにする」法律を作る必要があるとして、王位継

承者から除外するための法案を作成することを決定した。¹⁹この後、下院では一六七九年、八〇年、八一年と三度法案が作成され、その度にヨーク公は「至高の王権」(Imperial Crown) を継承できないと規定された。この言葉はヘンリ八世が国王至上法 (Act of Supremacy) でイングランドを「帝国」(Empire) と定義したものと同じく、自国の領土と主権を明示するものであった。²⁰このことは、後述する排除法案の条文においても同様であり、法案でスコットランドについて特別に言及しない限りスコットランドの王位継承を阻むことはできなかったと思われる。

一六七九年の議会において、多くの議員たちは排除法案の議論の際、カトリック教徒が王位を継承するという点から、ヨーク公のイングランド王位継承に反対していた。これらの議員の多くは、イングランド王国の宗教問題という一国の枠組みで発言を行っていた。

しかし、この時点になると、議員たちの中には、スコットランドを視野に入れた発言も見られるようになった。五月一日の法案審議でイーストレットフォード選出のウィリアム・ヒックマン (William Hickman) は、「スコットランドはイングランドとは別の王国である。もし、ヨーク公をイングランドで王位継承できないようにしたら、彼はスコットランドに行き王位を継承するだろう。アイルラン

王位継承排除危機におけるイングランド・スコットランド同君連合（林田）

ドの現状であるなら、アイルランドはスコットランドについていくであろう」と発言し王位継承排除法案の問題点を指摘した。ヒックマンの発言は両国が別の主権国家である点とヨーク公が同君連合を構成するスコットランドの王位継承権を持つことを踏まえているものと思われる。同じく、イースト・グリーンテッド選出で、一六七〇年にはスコットランドとの合同に関する委員も務めた経歴を持つトマス・リトルトン（Thomas Littleton）が、スコットランドはジェームズ一世やチャールズ一世の時代から「君主を持つ王国としての栄光」を喪失し、彼らは外国の外交官の駐在も受けず条約も結んでこなかったことを指摘し、現在、「イングランドの宮廷ではスコットランド人であることが非難の対象になっている」と述べた。そして、王位継承排除法案によってスコットランド人が彼らの不満のため、イングランドから自らを分離する（*disunite*）として法案に反対した²²。リトルトンは、スコットランドがすでに国家としての自立性を失っていると捉えつつも、排除法案が両国を分断する可能性に懸念を示した。国務大臣のウィリアム・コヴェントリ（William Coventry）もまた王位継承排除法案が可決された場合、スコットランドはイングランド議会が認めない人物を王位につけることになると指摘し、排除法案に反対した²³。

法案に賛成した議員では、トレゴニー選出のヒュー・ボスカウエン（Hugh Boscawen）が「排除法案は国王、私たち、そしてスコットランドの安全のために通過されるべき」であると述べ、法案に賛成した²⁴。

リトルトンはダンビー伯やスコットランドの国王代理（*Lord High Commissioner*）であるローダーデイル公の弾劾に関わるなど、政府を攻撃する立場にあったにもかかわらず、スコットランドがイングランドから分離することを懸念し、排除法案には反対する姿勢を見せたのである。

一方、政府を擁護するコヴェントリのような議員は、法案に反対する理由のひとつとしてスコットランドに別の国王が即位する危険性を取り上げた²⁵。このように、七九年の排除法案の審議では、立場の違いを越えて同君連合やスコットランドに関する言及が見られた。排除法案に反対する側の議員は、イングランドとスコットランドに別の国王が即位する可能性を懸念した。他方で賛成した議員は、排除法案によってカトリックの脅威からスコットランドも安全を確保できると考えていたと思われる。このように排除法案の審議には、少なからずスコットランドとの関係が影響を与えていたと思われるのである。

完成した王位継承排除法案は特に大きな反対もなく五月一五日に第一読会にかけられた。コベット、トーパツ

ク、チャンドラーなどの複数の議事録に記録された排除法案の条文で確認した結果、ヨーク公は条文中で「ヨーク、アルバニ、アルスター公ジエームズ (Duke of York, Albany and Ulster)」とスコットランド、アイルランドの爵位も記された形で言及された。法案は序文に続き以下の五点が規定された。一点目は、ヨーク公ジエームズがイングランド、スコットランド、アイルランド (Crowns of England, Scotland and Ireland) の王位を継承できない。二点目は、チャールズ二世が死んだ場合、王位継承者は、ヨーク公が死んだものとして別の人間に委ねられる。三点目はヨーク公ジエームズが作った法律は、無効であるだけでなく、大逆罪となる。四点目は、ヨーク公ジエームズを王位につけようとしたものは大逆罪となる。五点目は、ヨーク公がイングランドに戻ってきた場合、彼は罪に問われ、すべての人民は彼を逮捕する義務を負うというものである²⁶。

上述のように、ヨーク公は、イングランド以外の「ブリテン」構成国の他の地域の爵位を持つ貴族として条文に記され、イングランドのみならずアイルランドやスコットランドの王位継承もできないと規定された。特に、別個の議会を持つスコットランドにおいても王位継承ができないとされた。条文中で王位を表わす Crown という語が複数形で

表現されていることからイングランドとスコットランドは政体が別であることは明らかであり、これらの点はチャールズ二世を頂点とする三王国の国制の混乱を如実に示していると思われる。

五月二一日、王位継承排除法案は第二読会にかけられ、委員会に付託するかどうか議論され、採決の結果二〇七対一二八票で可決された。下院は排除法案への支持を上院に求め、排除法案への賛否が分かれることが予想される中、五月二七日、チャールズ二世は議会を休会し八月一日まで延期した。このため、この会期におけるこれ以上の法案審議は阻まれることになった。さらにチャールズが議会の休会と解散を繰り返し行ったため、排除法案は廃案となり、次に議会で審議が行われるのは一六八〇年の一月二二日であった²⁷。

二、スコットランドにおける長老派の反乱

イングランド議会が休会に迫り込まれている頃、スコットランドでは長老派たちが反乱を起こしていた。一六七〇年代のスコットランドでは、主教制に反発する長老派の非国教徒が山中や荒野で政府によって禁止された秘密集会 (Conventicle) を開いていた。国王代理ローダーデイル公

王位継承排除危機におけるイングランド・スコットランド同君連合（林田）

はこのような動きに対し、激しい弾圧を加えておりスコットランドでは彼に対する反発が強まっていた。反乱の契機となったのは一六七九年五月三日、暴徒と化した長老派によるセント・アンドリュース大主教ジェームズ・シャープ（James Sharp）の暗殺である。事件に呼应してスコットランド南西部を中心に各地で抑圧されていた人々が武装蜂起したのである。反乱軍は西部の中心都市グラスゴーに集結した。チャールズ二世はスコットランドのみならずイングランド、アイルランドからも鎮圧のための兵を召集した。チャールズの指示を受けたモンマス公は司令官として政府軍を率い、ボズウェル・ブリッジ（Bothwell Bridge）で叛徒を敗走させこの反乱を鎮圧した²⁸⁾。この反乱は人々に一六三七年の「祈禱書の反乱」を想起させるものであったが、三七年のそれと異なり貴族たちの支持を得られず早期に鎮圧された²⁹⁾。

反乱は一六七九年夏までに収拾がなされたものの、この事件はイングランド、スコットランド双方に影響を与えた。イングランドでは、シャフツベリが反乱は国王代理であるローダーデイルの失政の結果として非難し、ローダーデイルの権威の失墜につながった。また、この反乱を機にトリーは、スコットランドの過激な長老派とホイッグを結び付け内乱の危険を指摘し、排除法案やそれを支持するホイッ

グをパンフレットなどで攻撃するようになった³⁰⁾。

スコットランドでは、長老派の抑圧が失敗だったことが明らかとなり、ローダーデイルにかわってモンマス公が統治を担うことが期待されたが、一六七九年秋までにモンマス公がイングランド宮廷での寵愛を失った。チャールズは、スコットランドの事後処置をヨーク公に委ね、枢密顧問官に任命しスコットランドへ派遣し王権の強化を指示したのである。コヴェントリなどの一部の議員たちもまた、ヨーク公のスコットランドへの訪問が王位継承者としての地位を確保する手段であると捉えた³¹⁾。この事件はローダーデイルが国王代理の職を解かれ、ヨーク公がスコットランドの安定と三王国における王権の立て直しに利用される端緒となったのである³²⁾。

三、一六八〇年の議会審議

一六八〇年一月二一日、イングランドでは新しい議会（チャールズ二世治世第四議会）が召集されたが、この議会では、先に解散された議会に引き続き、ヨーク公に対する排除法案が再び議論の対象になったのである。この議会でもまた、教皇主義者たちの陰謀の影響から議員たちがカトリックによる王位継承への懸念とプロテスタントの保

持のために排除法案の成立を目指した。この議会には、カトリックの脅威に対抗し国教会を強化するために包括法案 (Comprehension Bill) と寛容法案 (Toleration Bill) も提出されており、排除法案とはほぼ同時進行で審議がなされていた。一方、チャールズ二世は、ヨーク公が排除派より攻撃されることを想定していた。加えて、スコットランド情勢への対応にあたらせるため、ヨーク公をスコットランドへ向かわせることにした。³³⁾

議会では、一月二日の排除法案の審議において様々な立場からスコットランドに言及する発言が見られた。カーライル選出で、カーライル市長、ベリックの税関 (searcher of customs) でもあったクリストファー・マスグレイヴ (Christopher Musgrave) が「ヨーク公をイングランドで継承者から排除することは内戦 (civil war) を引き起こすことになるかもしれない。というのもスコットランド王位から彼を排除することはできない。そして、国境付近に住む私としては、国境が守られるべきであると考え」と述べ、スコットランドの王位がイングランドのそれとは自立していることが内戦につながるの考えを示した。³⁴⁾ マスグレイヴはトリーで排除法案自体にも否定的であった。カーバランドのコッカーマス選出のリチャード・グラハム (Richard Graham) も排除法案がばら戦争のような内戦

を引き起こすとの発言をしたのに続き、「スコットランドは古来から自立した王国である」と述べイングランドと別の政体であることを指摘した。グラハムは東西ローマ帝国が別々の皇帝によって継承され分断されたことを引き合いに出して、イングランドとスコットランドの王位継承者が別になることの危険性を指摘した。トートネス選出のエドワード・シーモア (Edward Seymour) も「この法律は、イングランドは拘束するであろうが、スコットランドはそうではない。そして、それは、アイルランドを拘束するかどうか議論を起こす。私たち自身の間から私たちを分断するだけでなく、三王国 (three kingdoms) を分かつものである」として法案の持つ拘束力についてより踏み込んだ言及をした。³⁵⁾ これらの議員たちの発言は、スコットランドに法的な拘束が及ぶかどうか疑問を呈するものであった。特にマスグレイヴやグラハムはスコットランドとの国境に近い地域の選出の議員であり、スコットランドの情勢を考慮して発言をしたものと推察される。³⁶⁾

一方でウエストミンスター選出のウィリアム・ポルトニー (William Poutney) は以下のように述べた。

私たちは、この法案なしでは我々の宗教は保持できない。そして如何なる内乱も、この王国、スコットランド・アイルランドの分裂が起こることを恐れない。私はこ

王位継承排除危機におけるイングランド・スコットランド同君連合（林田）

の法律がプロテスタントの利害に一致している。〔中略〕さらにスコットランドでは人々の大半は私たちと同じく教皇主義を憎んでいる。アイルランドのプロテスタントもそうである。それゆえ、共通の敵に対して私たちに加わることが利益であり、分断ではない。^⑩

ポルトニーは、排除法案の成立を支持し「ブリテン」構成国のプロテスタント勢力が連帯して共通の敵、即ちカトリックに対抗しようと考えた。

このように、一六八〇年の審議でも法案に賛成・反対の双方の議員からスコットランドに言及する発言が見られた。その内容は七九年の議会と比べて、より内乱勃発や同君連合の分断について踏み込んだものとなっていた。

この日の議論の結果、王位継承に関しては過去にも議会议定法によって変更が加えられていることが指摘されたうえで、法案を作成する動議が出され、委員会に付託された^⑪。一月四日、排除法案が第一読会を通過し、第二読会へと進むことが決まった。

排除法案が一六八〇年一月六日に第二読会にかかった際、七九年の議会とは異なり法案の名称からはスコットランドという地名が削除されていた^⑫。法案は一月八日に全院委員会で審議が行われ、法案の修正の後本会議へ上程されることになった^⑬。

王位継承排除危機におけるイングランド・スコットランド同君連合（林田）

一月一日に上程され第三読会を通過した王位継承排除法案の正式な名称は、「ヨーク公ジェームズをイングランドとアイルランドの至高の王権とそれに由来する領土を継承できないようにすることでプロテスタントの信仰を保持するための法律」である。八〇年の議会で作成された法案はイングランド、アイルランドにおけるヨーク公の王位継承権を否定している点など法案の根幹をなす部分は七九年のものと変わらない。しかし、この法案では、スコットランドにおける王位継承については全く言及がなされていない。王位を表わす Crown という語も七九年の法案のそれとは異なり単数形に変化をした。また、アルバニ公やアールスター公というスコットランド、アイルランドの貴族としての爵位についても法案から削除されていた点が大きく異なるのである^⑭。

一六七九年の法案と異なり八〇年の排除法案でスコットランドに関して言及がない原因について考察しておきたい。法案にスコットランドという文言を含まなかった直接的な理由は確認できなかった。しかし、審議の経過からして、八〇年一月二日の審議において、議員たちが、両国の王位継承者が別になる可能性と内乱が引き起こされる可能性を指摘したためであると考えられる。確かに七九年の審議でも議員たちによって、排除法案がスコットランドを

拘束できないことは指摘をされていた。しかし、カトリックの陰謀や前述のスコットランドの反乱の勃発などが、人々にとって七九年の審議の時よりも一六四〇年代の内乱を髣髴とさせるものになっていた^④。このため、法案においてスコットランドへの言及は避けられたものと思われるのである。

排除派のラッセル卿の手によって下院から送付された排除法案は、一六八〇年一月一日に上院においても審議された。一六八〇年の上院は、法案に反対する勢力が大き^⑤く議論が開始される前から法案は否決される公算が大であった。特にシャフツベリに対抗し、排除法案に反対した中心人物の一人がハリファックス伯 (George Savile, 1st Earl of Halifax) であつた。彼はヨーク公の王位継承を認める代わり^⑥に、その王権に制限を加えることで妥協を見出す^⑦としていた。

聖職者バーネットによれば、ハリファックスは議論においてシャフツベリを上回っており、彼が勝利を収めるのに充分であつたという。この日の第一読会における採決の際、国教会の主教たちは三名を除いて反対し、排除法案を否決するかどうかの採決で六三対三〇の票決で法案は否決され^⑧た。上院ではシャフツベリら一五名以上の貴族が法案に賛成したものの、議席は国王に近い貴族や聖職者に占められ

ており、彼らは王権の正統性を保持するという面から法案に反対にまわつたとみられる。他にも前述のマスグレレイヴが、上院が排除法案を否決した理由として、「ヨーク公がスコットランドにおいて陸軍の長である。さらに海軍や港に大きな利害を持つ。アイルランドは三分の二がカトリックである」^⑨と述べている。

法案を否決した上院に対して、下院は両院協議会の開催を望んだが、上院はこれに対しても否定的な反応を示した。一月二〇日にシャフツベリは上院で法案を否決した貴族とヨーク公を改めて批判した。その中で、シャフツベリはヨーク公がスコットランドにおり、軍隊の指揮権を握り危険な存在であることを指摘した^⑩。一月二三日にも、排除法案に賛成したシャフツベリやエセックス伯、モンマス公などが両院協議会開催を求め「少数意見」に名を連ねた^⑪。

上院の審議は下院が通過させた法案に基づいた議論がなされたようであり、議事録からは管見の限りではスコットランドとの同君連合が問題となつた発言は確認できなかった。しかし、前述のように、下院議員の動静にも影響を与えたシャフツベリはスコットランドを自立した王国であるとした点を踏まえてヨーク公を攻撃していた。一方、ハリファックスは排除法案への反対意見を記したパンフレットで、排除法案の通過に対抗しヨーク公が三王国 (three

王位継承排除危機におけるイングランド・スコットランド同君連合（林田）

Kingdoms) で自身の味方を見つけ出し、自身の王位継承権を保持しようとすることを指摘していた。⁴⁹⁾ これらのことは、排除法案の審議がイングランド一国の枠組みだけでなくスコットランドをも視野に収めて行われていたことを示すものであった。

四、下院の議員と委員会

ここでは、下院より付託された委員会や議員について触れておきたい。

一六七九年に排除法案を起草した委員は一三名である。一六八〇年の議会では一八名が委員に任命されており、このうち七名が一六七九年の議会から連続して排除法案の起草委員に任命されている。⁵⁰⁾ 一六八一年の議会では委員の数が大幅に増え、三五名となっている。その多くがこの会期で初めて委員となった議員であるが、七九年と八〇年のいずれかで委員になった者が八名存在する。⁵¹⁾

連続して委員になった議員の中には、シャフツベリと連携して排除法案の通過を目指したラッセル卿ら排除派の中心となった議員たちが含まれる。筆者が一六七九年と八〇年の議会審議を検討した結果、スコットランドやアルバニ公という文言を削除すべきであるかどうかについて両会期

で意見を変えて発言した委員はいなかった。一六七九年の議会では、排除法案に賛成、反対双方からスコットランドとの関係に関わる意見表明がなされ、八〇年の議会でも法案の骨子が固まるまでは同様であった。議員たちの行動を検討すると、ダンビーやローダーデイルの弾劾に賛成し政府を積極的に攻撃する議員でも排除法案に反対する者もあり、この時期の党派というものが緩やかな派閥に過ぎないことを意味している。

スコットランドに関する発言をした議員たちについても簡単に触れておこう。一六七九年の議会でスコットランドに関する発言をした人物では、前出の通りリトルトンがスコットランドとの合同に関する委員も務めた経歴を持つ。一六八〇年の審議で法案がスコットランドを拘束出来るかどうか疑問を呈した前出のマスグレイヴは、カーライルの市長としてローダーデイルと対立するスコットランドの貴族の状況について中央政府に報告をあげていた。前出のグラハムもローダーデイル公を弾劾する上奏文の起草の際にスコットランド内部の状況について言及していた。スコットランドに関する発言をした者たちは、スコットランドの情勢について少なからず知識や利害を持つ者であったと考えられる。⁵²⁾

五、その後の動き

排除法案が上院で敗北した後も、下院では排除派が国王への上奏やハリファックス伯の弾劾によって国王にヨーク公の王位継承からの排除を求めた。十一月十七日、ロンドン選出でホイッグに属するトマス・プレーヤー (Thomas Player) が次のように述べた。

ヨーク公はスコットランドの司令官のようであり、アイルランドのカトリックにとってもそうである。また、イングランドのカトリックも彼の指揮下にある。「中略」私は国王陛下に一人の男のために三王国を破壊しないことを上奏する。

プレーヤーは、ヨーク公が「ブリテン」を構成する三王国のカトリックを連帯させるものととらえ、ヨーク公の王位継承に反対した。また、同時期、下院ではプロテスタントの連帯を通して国教会の強化を図る包括法案が審議されていたが、その審議の中でもスコットランドやイングランドに関する言及が見られた。ハーフォード選出の非国教徒ポール・フォウリ (Paul Foley) は二月一五日の包括法案の審議でアイルランドの大多数がカトリックでありイングランドに対する陰謀を起こすかもしれないこと指摘した後、スコットランドの状況について以下のように述べた。

私たちを屈服させる力を必要としないかもしれないのは、この数年のうちに法によって作り変えられたスコットランドの政府ではないのか。スコットランドの政府は極めて専制的になり、議会はある意味で捨て去られ、権力は枢密院に付与されているのではないか。議会制定法によって定められたイングランドへの行軍に備えている二万二〇〇〇人の常備軍 (Standing Army) がいるのではないのか。そしてヨーク公はスコットランドにおり、枢密院と軍の司令官を自身のものにし、自身の利益に都合のいいような想像しうる他の手段を用いることでスコットランドの政府と軍隊を支配下に置いていくのではないか。

プレーヤーやフォウリの発言には、スコットランドの王位継承に関する言及は見られない。しかし、彼らの発言には、イングランド一国の枠組みではなく、カトリックのヨーク公がスコットランドで自身の権力基盤を固めていることへの懸念が示されていると思われる。特にフォウリの発言に現れる「専制的統治」(arbitrary government) と「常備軍」の問題は同時代の排除法案を支持するパンフレットでも言及されたものであった。ヨーク公とカトリックの問題は、「ブリテン」の枠組みで議論がなされていたのである。下院におけるヨーク公の王位継承への反発にもかかわら

ず、チャールズ二世は排除法案を阻止する考えを変えるところとはなく、二月一日には改めて排除法案に反対の姿勢を示した。しかし、下院の多くの議員たちはプロテスタントの信仰の保持とヨーク公の王位継承への反対を示し、排除法案の成立に固執したため、チャールズは一六八一年一月一八日に議會を解散することで応酬した。

新しく召集された議會は、政府の意向により反政府派の強いロンドンを避け一六八一年三月にオックスフォードで開かれた。チャールズ二世はヨーク公の王位継承の正統性を確保しつつ、政府の要職をプロテスタントに委ね、ヨーク公が在位中は国王大権を彼らに委ねる形を提示して排除法案に対抗した。前出のリトルトンらが下院におけるこの議論の推進役となっていた^⑤。彼らの主張は、パンフレットとしても出版されるが、そこには、オランダ総督ウイレムに嫁んでいるヨーク公の長女メアリ（後のメアリ二世）を摂政として政務を彼女に委ね、ヨーク公は「生涯、イングランド、スコットランド、アイルランドの三国から五〇〇マイル離れること」が主張され、同様の趣旨の法律をスコットランド議會が通過させるために、国王がスコットランド議會を召集することが提案されていた^⑥。即ち、いわゆる嫌悪派は、イングランドの政局を打開し、オランダと連携しフランスの脅威に対抗するためにヨーク公の王位継承権

を認めつつも、「ブリテン」三王国における王権の形式化を目指し、これを達成するために同君連合を形成するスコットランド議會の召集を求めたのである。

しかし、この議會でも排除法案は再び審議の対象になつた。まずシュロップシャー選出のレソン・ゴア（Levesson Gower）がスコットランドに滞在中のヨーク公についてチャールズ二世が説明することを希望した。その後、三月二二日と二三日の両日は議長を選出など事務的な手続きが行われ、二四日より本格的な審議が始まると、ガットン選出のニコラス・カルー（Nicholas Carew）が動議を出し排除法案の審議が始まった^⑦。議論は、王権の正統性やプロテスタント信仰の保持、フランスとの関係など多岐にわたつた。二六日の議論でリトルトンは、一六七九年の議會と同様に排除法案の問題点を指摘する中で、「もしスコットランドが法案に同意しなかったならば、あなたがたはどの様に物事を解決するのかわからない。そしてイングランドとフランスのカトリックが連携することを恐れる」と懸念を示した。この発言を受けてボスカウエンは「排除法案を通過させるという（イングランドと）同じ利益はスコットランドでもなされるであろう。アイルランドではその必要性はない」と述べ反論した^⑧。これらの発言からは、スコットランドは同君連合を形成する別個の政体、アイルランド

は、イングランドがある程度立法権を持つという認識がうかがえる。

この日の議論の結果、プロテスタントの保持と国王の安全のために王位継承排除法案の作成が決議され、委員会に付託された。ここでもヨーク公が継承できないとされた国家はイングランドとアイルランドに限定され、スコットランドは含まれていなかった。その後、三月二十八日、法案が翌日全院によって第二読会にかけられると決まったまさにその日、国王が議會を解散した。^{⑧⑨}このオックスフォード議會がチャールズ二世治下最後の議會であった。チャールズ二世はルイー四世より援助金を得ることが可能になり、議會を開く必要性がなくなっていたのである。一六八五年にチャールズ二世が死去し、ヨーク公がジェームズ二世(スコットランド国王としてはジェームズ七世)として即位したため、排除法案が議題に上ることはなかった。

オックスフォード議會を解散した後、王権強化を図るチャールズ二世は、一六八一年六月二日、ローダーデイルに替えて、ヨーク公を正式にスコットランドの国王代理に任命した。^{⑧⑩}七月四日、チャールズはヨーク公に対しスコットランド政策に関する書簡を送った。この書簡の中で、チャールズはスコットランドの宗教と教会の保持、長老派の過激派に対する法の整備など八点にわたる指示を行い、そ

の中で王位継承においては次のように記していた。

あなたは、国王大権が精力的に行使され、充分に明らかにされること、国王と君主の権利は、自然かつ正統、合法的な相続においても所有され、何人にも疑問を起させないように明示的かつ完全な法によって宣言されるように努めるべきである。^{⑧⑪}

この指示を受けて一六八一年八月、ヨーク公はスコットランド議會でイングランドの王位継承排除法案に対する意趣返しとして、王位継承法を成立させたのである。チャールズは、プロテスタントの信仰の保持と王位継承を確保するようにスコットランド議會にも指示を出し、スコットランド議會でもジョン・カニングガム(Sir John Cunningham of Lambroughton)が国王の意向に沿うように発言した。^{⑧⑫}

スコットランドの王位継承法は、ステュアート家のスコットランドの王位継承権を再確認させるための明示的な法律であった。条文では、「宗教の相違も、法も議會制定法も王位継承と王権の世襲に変更を加えることはできない」と明記された。そのうえでスコットランド王国の王位は、神によって決められた血筋に与えられるものと解釈され、臣民はそれに従う義務を負うものと定められた。^{⑧⑬}ヨーク公は一六六九年の国王至上法(Act of Supremacy)の条項

からも法的に王位継承の正統性を確保しており、ふたつの法律によってヨーク公のスコットランド王位継承はより強固なものとなったのである。⁶⁷⁾

この法律は、官報『ロンドン・ガゼット』にも掲載され、イングランドで周知されることになった。なお、政府によるこの対処は、排除法案の審議に関して『ロンドン・ガゼット』が沈黙を保ったという事実と対照をなしている。⁶⁸⁾

ヨーク公は一六七九年の一時期と一六八〇年の一〇月から一六八二年にかけてスコットランドに滞在し、法律の制定だけでなく統治の面でも教会を統制し、国王に反対する勢力を弾圧して政治秩序の回復に努めた。このことは、イングランドにおけるトーリの反動と連動して、チャールズ二世治世末期の三王国の支配強化へとつながったとされる。⁶⁹⁾

おわりに

本稿ではヨーク公に対する王位継承排除法案の議会審議の再検討を通して、王政復古期のイングランド・スコットランドの同君連合の側面について明らかにしようとして試みた。本稿の検討によって明らかになった点を述べて本稿を閉じることにしたい。

従来の研究が指摘してきたように、王位継承排除法案の審議はカトリックの王弟ヨーク公が王位を継承することができるかどうかであり、宗教が最も重要なファクターのひとつであったことは疑いを入れない。シャフツベリや彼とつながる下院のいわゆる排除派の議員たちは、ヨーク公とカトリックの危険性を指摘し、王位継承排除法案の成立を目指した。しかし、王位継承排除法案の審議において、同君連合を構成するスコットランドを視野に入れ、ヨーク公のスコットランドでの王位継承を妨害しようとした議員がいたことが指摘できる。七九年の議会における排除法案は、反対意見があつたにも関わらずスコットランドにおける王位継承をも否定する内容であつた。

その一方で八〇年の議会では議員たちの反対によりスコットランドに関する条項は一切含まれることはなかった。この背景には一六七九年のスコットランドで長老派による反乱の勃発やヨーク公がスコットランドに滞在し、顧問官として政治に関与しているといった情勢があつたと思われる。このため八〇年一月二日の議会審議では、北部の国境地域に近い議員たちが、法案の「スコットランドの王位継承排除」という項目に懸念を表明したものと思われるのである。このような意見は八一年のオックスフォード議会でも現れた。

これらのことから、王政復古期のイングランド議会では、スコットランドが同じ君主の統治する別の政体と考えられていたことが指摘できるのである。しかし、七九年の法案はイングランドの議会制定法によって、スコットランドにおけるヨーク公の王位継承も阻むものであり、「国制の錯綜」が見られた。そしてこの法案は、「イングランド・スコットランド同君連合体制の解体」を招きかねないものであった。

一六七九年六月のスコットランドでの長老派の反乱やアイルランドのカトリックの不穏な情勢が指摘される中、一六八〇年の議会では、排除法案からスコットランドについての文言が削除された。加えて国王や上院が法案成立の阻止に動いたことよって、排除法案によるイングランドとスコットランドの分断は結果的に回避されたのである。しかし、排除法案の否決によって同君連合の維持が約束されたわけではなかった。このためチャールズ二世は、一六八一年にスコットランド議会で王位継承法を通過させたのである。

これらのことから、本稿、及び拙稿で指摘したローダー・デイル公の弾劾上奏文の作成も含め、一六七〇年代半ばから八〇年代初頭の王位継承排除危機の時代は、「同君連合の危機」の時代であったと言えよう。そして「三王国の危機」

と歴史家ハリスが指摘する統治の危機を孕みつつも、チャールズ二世は反動的ともいふべき政策によって、スコットランドとの分断の危機を回避したのである。

本稿では、王位継承排除法案のイングランド議会における審議過程と同時期のスコットランドに対するチャールズ二世の政策という枠組みに限定されている。今後は、スコットランドで、八一年に王位継承法を制定する過程でどのような議論がみられたかをより詳細に検討をしていきたい。また、パンフレットなどの媒体の分析を通して議会外トランド両国の同君連合を問い直していきたいと考える。

王位継承排除危機におけるイングランド・スコットランド同君連合(林田)

註

- (1) H. G. Koenigsberger, "Dominium Regale or Dominium Politicum et Regale: monarchies and Parliaments in Early Modern Europe", in Koenigsberger, *Politicians and Virtuosi: Essays in Early Modern History*, London, 1986; J. H. Elliott, "A Europe of composite monarchies", *Past & Present*, No.137, 1992; 近藤和彦「礫岩政体と普遍君主: 寛書」『立正史学』一三三号 二〇一三年。
- (2) Conrad Russell, *The Causes of the English Civil War*, Oxford, 1990; do, *The Fall of the British Monarchies 1637-1642*, Cambridge, 1995; John Morrill, "The War(s) of the three kingdoms", in Glenn Burgess (ed.), *The New British History*, 1999; John Pocock (ed.), *The Discovery of Islands Essay in British History*, Cambridge, 2005. (1)・ポロコック(大塚元監訳)『島々の発見―新大陸の歴史と政治思想』名古屋大学出版会、二〇一三年。)
- (3) 岩井淳編『複合国家イギリスの宗教と社会』シネルヴァ書房、二〇一二年。岩井『ピューリタン革命の世界史―国際関係のなかの千年王国論』シネルヴァ書房、二〇一五年。
- (4) Ronald Hutton, *Charles II: King of England, Scotland, and Ireland*, New York, 1989; Jenny Wormald(ed.), *The Seventeenth Century (Short Oxford History of the British Isles)*, Oxford, 2000; 王政復古期のイングランド・スコットランド関係に関しては、拙稿「王政復古期イングランドにおけるスコットランド同君連合体制―ローダーデイル公弾劾上奏文と議会審議の分析を通して―」『立教史学』二二号、二〇一〇年を参照されたい。
- (5) J. R. Jones, *The First Whigs: The Politics of the Exclusion Crisis, 1678-1683*, London, 1961; John Miller, *After the Civil Wars: English politics and government in the reign of Charles II*, Harlow, 2000.
- (6) H. Horwitz "Protestant Reconciliation in the Exclusion Crisis", *The Journal of Ecclesiastical History*, vol.15, 1964; 青柳かおり『イングランド国教会―包括と寛容の時代』彩流社、二〇〇八年。
- (7) Mark Knights, *Politics and Opinion in Crisis, 1678-1681*, Cambridge, 1994; Gary S. De Krey, *London and the Restoration, 1659-1683*, New York, 2005.
- (8) Tim Harris, *Restoration: Charles II and His Kingdoms, 1660-1685*, London, 2005; do, "England's little sisters without breasts: Shaftesbury and Scotland and Ireland", in John Spurr(ed.), *Anthony Ashley Cooper, First Earl of Shaftesbury 1621-1683*, Farnham, 2011, pp.197-206.
- (9) Krey, *Restoration and Revolution in Britain Political Culture in the Era of Charles II and the Glorious Revolution*, London, 2007; do, "Between Revolutions: Re-Appraising the Restoration in Britain", in *History Compass*, vol.6-3, pp.738-773, 2008.
- (10) 拙稿「前掲論文」。
- (11) Lionel K. J. Glassey, "Shaftesbury and the Exclusion Crisis" in Spurr(ed.), *op.cit.*, pp.207-231.
- (12) *Journals of the House of Commons*. (本稿では主に九巻を使用。以下C.J.) ; *Journals of the House of Lords*. (本稿では主に一二巻を使用。以下L.J.) ; Anchtell Grey(ed.),

Debates of the House of Commons, 10vols. (以下 Grey, *Debates*) ; William Cobbett, *Cobbett's Parliamentary History of England from the Norman Conquest, in 1066 to the year, 1803*, vol.1, London, 1806 (本稿では主に四巻を使用) 以下 Cobbett, *History*) ; *The history and proceedings of the House of Commons from the Restoration to the present time, containing the most remarkable motions, speeches, resolves, reports and conferences to be met with in that interval ... also the numbers Pro and Con upon every division, etc*, London, Richard Chandler, 1742-4, 14vols (以下 Chandler) ; *An Exact Collection of the Debates of the House of Commons, Held at Westminster, October 21, 1680 Prorogued the Tenth, and Dissolved the Eighteenth of January Following: With the Debates of the House of Commons at Oxford, Assembled March 21, 1680*, London, 1689 (以下 Exact Collection) ; *An exact collection of the most considerable debates in the Honourable House of Commons, at the Parliament held at Westminster, the one and twentieth of October, 1680, which was prorogued the tenth, and dissolved the eighteenth of January following*, London, 1681 (以下 Exact Collection of considerable debate) ; *The history and proceedings of the House of Lords from the Restoration in 1660 to the present time, containing the most remarkable motions, speeches, debates, orders and resolutions*, London, Ebenezer Timberland, 1742-3, 12vols. (本稿では主に一卷を使用) 以下 Timberland, *Lords*) . 青柳かおり氏は「」

史苑(第七六卷第二号)

- これらの議会史料を包括的に用いて宗教政策を分析している。また本稿は、青柳氏の議事録に関する史料の解説から大いに示唆を得た。(青柳、前掲書、二二二-二二五、九三-九四頁。)
- (13) Timberland, *Lords*, vol.1, pp.233-34.
- (14) シヤフツベリのローダーデイル批判に関しては、拙稿「前掲論文も参照された」。
- (15) Earl of Shaftesbury, *Two Speeches Made in the House of Peers*, London, 1680, pp.12-15.
- (16) Grey, *Debates*, vol.7, pp.137-52.
- (17) 同時期に審議されていたローダーデイル公の弾劾に関しては、スロットランドにおける彼の政策に関して、別個の政体であるイングランドの議会でも弾劾上奏文の起草がなされ、同君連合体制下での国制の錯綜が見られた。(拙稿、前掲論文「五頁」)
- (18) C.J., vol.9, p.606.
- (19) C.J., vol.9, p.620.
- (20) Cobbett, *History*, vol.4, 1135, 近世のブリテンにおいて「帝国」(Empire)と云う語は多様な意味を包含し近世の三王国の関係の歴史の中で対外的に膨張的な意味を持つようになつた。(David Armitage, *The Ideological Origins of the British Empire*, Cambridge, 2000. (D・アーミテージ(平田雅博・岩井淳・井藤早織・大西晴樹訳)『帝国の誕生』日本経済評論社、二〇〇五年。)
- (21) Grey, *Debates*, vol.7, p.248.
- (22) Grey, *Debates*, vol.7, p.255.
- (23) Grey, *Debates*, vol.7, p.257.
- (24) Grey, *Debates*, vol.7, p.259.

王位継承排除危機におけるイングリッシュ・スコットランド同君連合(林田)

- (25) Grey, *Debates*, vol. 7, p. 257.
- (26) *Chandler, History*, vol. 1, pp. 359-60; *Torbuck*, vol. 1, pp. 297-98; Cobbett, *History*, vol. 4, p. 1136.
- (27) *C.J.*, vol. 9, pp. 626, 634, 636; *L.J.*, vol. 13, pp. 560-61.
- (28) *HMC Ormonde*, vol. 4, p. 524; *Lauderdale Papers*, Osmond Airy(ed.), vol. 3, 1965, pp. 258-61.
- (29) Keith Brown, *Kingdom or Province? Scotland and Regal Union, 1603-1707*, London, 1992, p. 158.
- (30) Anon, *Englands concern in the case of his R.H.*, 1680, p. 16; *Heracilius Ridens*, no. 41, (8 November 1681).
- (31) *Calendar of state papers, domestic series, of the reign of Charles II, preserved in the Public Record Office*, vol. 21, Mary Anne Everett Green(ed.), pp. 292. (以下 *CSPD* と略記); *HMC Ormonde*, vol. 5, p. 219.
- (32) Harris, *op.cit.*, pp. 198-99, 333.
- (33) Burnet, *History*, vol. 2, p. 254; *Diary of Henry Sidney*, vol. 2, pp. 112-13.
- (34) Grey, *Debates*, vol. 7, p. 407; *Torbuck*, vol. 1, p. 353.
- (35) Grey, *Debates*, vol. 7, p. 408; *Exact Collection*, pp. 38-42, トーバックの史料ではこの発言がグラハムのものと思われる。(*Torbuck*, vol. 1, p. 346.)
- (36) 実際に国政文書からも七九年のスコットランドの長老派が反乱を起こした際、叛徒たちがイングリランドに逃亡するなどしてカンバランドやノーサンバランドの治安に影響を与えたことが確認される。(*CSPD*, vol. 21, pp. 170, 177-8.)
- (37) *Exact Collection*, pp. 43-45; *Torbuck*, vol. 1, p. 348.
- (38) *C.J.*, vol. 9, p. 645; Grey, *Debates*, vol. 7, p. 413.
- (39) *C.J.*, vol. 9, p. 647.
- (40) スコットランドに関する条文が消える一方で、この日の全院委員会においてある人物が、ヨーク公が国境の都市リック・アボン・トウイードで王位に就けないようにその法案の文言にリックを追加するよう主張した。(Grey, *Debates*, vol. 7, p. 433.)
- (41) *Exact Collection*, pp. 83-87; *Torbuck*, vol. 1, pp. 380-83.
- (42) 同時期のペンノンネットは「一六四〇年代の内乱を想起させるものが多くみられる」(Anon, *England's concern in the case of his R.H.*, 1680.)
- (43) *HMC Ormonde*, vol. 5, p. 486.
- (44) Gilbert Burnet, *History of his own time*, vol. 2, Martin Joseph Routh(ed.), London, 1833, p. 252. (以下 *History* と略記)
- (45) *L.J.*, vol. 13, pp. 666-67; *HMC Lords*, vol. 1, pp. 195-97; Timberland, *Lords*, vol. 1, pp. 248-49.
- (46) Grey, *Debates*, vol. 8, p. 25; Burnet, *History*, vol. 2, p. 252; A complete collection of the Lord's protests: from the first upon record in the reign of Henry the Third, to the present time, vol. 1, p. 110.
- (47) Timberland, *Lords*, vol. 1, p. 251.
- (48) A complete collection of the Lord's protests, vol. 1, p. 111.
- (49) *Earl of Halifax. A Seasonable Address to Both Houses of Parliament Concerning the Succession; the Fears of Popery, and Arbitrary Government, by a True Protestant, and Heart's Lover of His Country*, 1681, pp. 14-15.
- (50) *Torbuck*, vol. 1, p. 293; *C.J.*, vol. 9, p. 645.

- (51) *C.J.*, vol.9, p.711.
- (52) *CSPD*, vol.20, pp.5, 75.
- (53) *CSPD*, vol.22, pp.104-5.
- (54) *Grey, Debates*, vol.8, p.10.
- (55) *Cobbett, History*, vol.4, pp.1245-46.
- (56) Andrew Marvell, *An account of the growth of popyery and arbitrary government in England more particularly, from the long prorogation of November, 1675, ending the 15th of February, 1676, till the last meeting of Parliament, the 16th of July, 1677*, 1677.
- (57) *Burnet, History*, vol.2, pp.279-280.
- (58) Anon, *Heads of the expedient proposed in the Parliament at Oxford, in lieu of the former bill for excluding the Duke of York*, 1681.
- (59) *Grey, Debates*, vol.8, p.296.
- (60) *Grey, Debates*, vol.8, p.295.
- (61) *Grey, Debates*, vol.8, pp.330-31.
- (62) *C.J.*, vol.9, pp.711-12. 王位を意味する Crown の語は、庶民院日誌では単数形、グレイの日誌では複数形になつており表記の不一致が見られる。
- (63) *CSPD*, vol.22, p.325.
- (64) *CSPD*, vol.22, p.343.
- (65) *Records of the Parliaments of Scotland to 1707*, K.M. Brown et al. (eds.), A168V/7/2. (オックスフォード史料。以下、RPS.を略記。)
- (66) 法律の正式名称は Act acknowledging and asserting the right of succession to the imperial crown of Scotland である。

を。(RPS.168V/7/18.)

(67) *RPS*, 1669/10/13. この法律は一六六九年に国王代理ローダーデイル公が通過させた法律でチャールズ二世とその王位継承者が王国内の人民と教会の統治権を持つとしたものである。

(68) *London Gazette*, no.1643 (15 August 1681).

(69) *Brown, op.cit.*, p.162; *Harris, op.cit.*, ch.6.

(愛知淑徳中学・高等学校教諭)

Regal Union and Exclusion Crisis

—The deliberation process for the Exclusion Bill in English Parliament—

HAYASHIDA, Naoki

In English history, the Exclusion Crisis of 1678-81 has been argued by many scholars. It has been discussed in a framework of English history. Recent years, the era of Exclusion Crisis has begun to be interpreted by “British History”. As a result, the crisis extended to Ireland, and to Scotland. But, the deliberation process is insufficient to analyze it from the viewpoint of “British History”. This paper examines how the Exclusion bill affected Anglo-Scottish relations.

In 1679, the Exclusion Bill was drafted by the House of Commons. Many members of Parliament persuaded that monarchy and protestant religion would be in serious danger by the succession of the catholic prince, the Duke of York. On the other hand, members of Parliament mentioned relations with Scotland. The Exclusion bill in 1679 contained the provision which excluded the Duke of York as King of England, Scotland and Ireland. In other words, the English Parliament demanded the Duke of York was excluded from succeeding not only the English throne but also the other two kingdoms in Britain. In addition, the words “the crown” were transcribed in the plural form on the bill. These facts showed confusion of constitutional systems of the three kingdoms in Britain.

After Parliament of 1679 was dissolved, a rebel army in Scotland demanded the defense of the Covenants and were in opposition to Episcopacy rose revolt. As for the Lord High Commissioner, Duke of Lauderdale, his misgovernment was criticized in both England and Scotland. These events led to serious international crises.

In 1680, the Exclusion Bill was resubmitted to the English Parliament. Members of Parliament expressed concern regarding the extension of the legal binding force of this bill extended to Scotland. After the discussion, the article about Scotland was deleted in from bill. In the end, the bill of Exclusion failed in the House of Lords.

As a result, this paper concludes that Scotland has a different constitution under the same monarch, and the Exclusion Crisis was also Crisis of regal union.